

【史料の解説】

同日

一 赤坂表伝馬町志町目市兵衛地借蕎麦

渡世平次郎申上候昨暮六時頃侍躰之もの

吉人罷越蕎麦給候上忝分金札一枚

差出釣銭勘定可致旨申聞候二付忝朱札

三枚銭三百八拾八文差出候處勘定相違

いたし候旨高声二申談候二付達而相詫候得共

聞入不申可切殺旨申聞候間前橋兵隊

屯所江申出候処直二出張相成被捕押申候

跡二挑灯二手拭忝筋銭三百八拾八文

残し有之候則持參為御訴申上候由右之

平次郎町年寄兵四郎申来候

右品取上已来心当有之候ハ、可訴出旨

申付之

同日
 一 赤坂表伝馬町志町目市兵衛地借蕎麦
 渡世平次郎申上候昨暮六時頃侍躰之もの
 吉人罷越蕎麦給候上忝分金札一枚
 差出釣銭勘定可致旨申聞候二付忝朱札
 三枚銭三百八拾八文差出候處勘定相違
 いたし候旨高声二申談候二付達而相詫候得共
 聞入不申可切殺旨申聞候間前橋兵隊
 屯所江申出候処直二出張相成被補押申候
 跡二挑灯二手拭忝筋銭三百八拾八文
 残し有之候則持參為御訴申上候由右之
 平次郎町年寄兵四郎申来候
 右品取上已来心当有之候ハ、可訴出旨
 申付之

【読み下し文】

同日

一 赤坂表伝馬町吉町目市兵衛地借り蕎麦

渡世平次郎申し上げ候。昨暮れ六つ時頃侍躰ていものもの

吉人罷越、蕎麦給たべ候上、壹分金札一枚

差出、釣銭勘定致すべき旨申し聞き候につき吉朱札

三枚銭三百八拾八文差し出し候ところ、勘定相違

いたし候旨高声に申し談し候につき、達て相詫ひ候えども

聞き入れ申さず、切り殺すべき旨申し聞き候間、前橋兵隊

屯所へ申し出候処、ただちに出張相成り捕り押さえられ申し候

跡に挑灯二、手拭吉筋、銭三百八拾八文

残しこれあり候、すなわち持参、御訴えのため申し上げ候よし、右の

平次郎町年寄兵四郎申し来り候

右品取り上げ已来心当たりこれあり候わば訴え出すべき旨

これを申し付く

【解釈】

蕎麦屋も命がけ 釣銭トラブルで捕り物

(明治二年十二月二日の訴え)

赤坂表伝馬町一丁目(現：港区元赤坂二丁目一番地辺)の市兵衛さんの土地を借りて蕎麦屋を営んでいる平次郎さんの店に、昨日(十二月一日)の午後五時頃、侍風の男が一人やってきて蕎麦を食べ、一分金札一枚を払いました。そこで平次郎さんがお釣りに一朱札三枚・銭三百八十八文出すと、勘定が間違っていると大声で怒鳴られたあげくに「切り殺すぞ」と恫喝されたので、前橋藩の兵隊屯所へ申し出ると、すぐに駆け付けて、男は捕らえられました。跡には、提灯二つ、手拭い一本、銭三百八十八文が残っていました。

平次郎さんと町年寄の兵四郎さんが届け出たところ、残った品は押収され、今後心当たりがあったら届け出るようにとのことでした。

この当時金と銭の交換比率は相場で変動していますので、本当に釣銭が間違っていたのかどうかは分かりませんが、『江戸生業物価事典』(三好一光、二〇〇二年)や『値段の明治・大正・昭和風俗史』(週刊朝日編、一九八一年)によると、当時の蕎麦代は十六〜二十四文だったようです。

しかし、いくら混乱期で治安が悪いとはいえ、勘定が違つという理由で殺されてはたまつたものではありません。その上捕り物の跡に残っていた金銭は銭三百八十八文だけ。一朱札三枚はどうなったのでしょうか。

当時、東京の治安状態はかなり悪く、東京府の捕方だけでなく旧旗本・諸藩の兵隊が取締を担当していました。この記事に見られる前橋藩の兵隊屯所がどこにあったかは確定できませんが、明治二年前後の市中の取締体制の概要*は次のとおりです。

明治元年（一八六八）十二月、市中を四七区に分けて諸藩に取締を担当させ、翌二年二月には諸藩のうちから四藩を「触頭」とし、その下に数藩ずつを所属させました。この四藩の一つが前橋藩です。芝方面を所管し、本営を金地院（現：港区芝公園三丁目五 四）に置いたほか、芝赤羽心光院（現：港区東麻布一丁目二十八番地辺）、麻布古川端龍源寺（現：港区三田五丁目九 二十三）、高輪車町願正（生）寺（現：港区高輪二丁目十六 二十二）等に屯所が設けられました。その後、取締を担当する藩は交代しています。

さらに十一月には市中を六大区に分け、各大区に数区ずつ属させました。各大区の範囲については明確な記録はありませんが、第二大区が現在の港区方面であり、第二大区四ノ区を前橋藩が担当しています。

* 明治初年の東京市中の取締体制については都史紀要二「市中取締沿革」第二章をご参照ください。